

16消安第8500号
平成17年2月16日

各植物防疫(事務)所長 殿

消費・安全局長

オランダ産果菜類に係る植物検疫実施細則の一部改正について

標記の件について、これまで両国間においてオランダ産果菜類に関する植物検疫措置について技術的検討を重ねてきた結果を踏まえ、「オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成10年2月5日付け 10農産第857号農産園芸局長通知。）を別紙のとおり一部改正したので、お知らせする。

オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成10年2月5日付け 10農産第857号農産園芸局長通知）一部改正新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p><u>1 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認</u></p> <p><u>(1) 発生調査の結果の確認</u> <u>告示5の発生調査の結果の確認は、原則として2か月に1回以上、オランダ王国農業自然食品安全省農業部植物防疫課（以下「オランダ王国植物防疫機関」という。）と共同して、当該調査が3の（1）及び（2）により実施されているかどうかを現地で確認すること及び3の（3）の調査結果を確認することにより行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 輸出検査の実施の確認</u> <u>告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、オランダに出張している植物防疫官（以下「植物防疫官」という。）がオランダ王国植物防疫機関の作成した検査記録の確認を行い、輸出される荷口が指定生産地域内のオランダ王国植物防疫機関が指定した場所で、オランダ王国植物防疫機関によって検査が実施され、検疫有害動植物（特にチチュウカイミバエ）が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。</u> <u>また、植物防疫官は、週1回以上輸出検査に立ち会い、実施状況を確認するものとする。</u></p> <p><u>(3) 植物防疫官は、オランダ王国植物防疫機関が発給した植物</u></p> | <p>オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則</p> |

検査証明書の内容を確認し、記載された荷口が（１）及び（２）により、発生調査及び輸出検査が適正に行われ、かつ、チチュウカイミバエが発見されなかったものであることを確認するものとし、当該植物検査証明書の記載内容に問題を認めるときは、その旨をオランダ王国植物検査当局に通報するものとする。

2 指定生産地域、検査監視地域及び指定栽培施設

(1) 告示1の指定生産地域及び検査監視地域は、オランダ王国植物防疫機関によりそれぞれ次のとおり指定された。

ア 指定生産地域

指定栽培施設の周囲半径1.2km以内の地域

イ 検査監視地域

ロッテルダム港地域 (Merwede Harbor、 Spaanse Polder、 Barendrecht Auctionの3地域) の周囲半径1.2km以内の地域

(2) 告示1の(1)の指定栽培施設は、オランダ王国植物防疫

1 指定生産地域、検査監視地域及び指定栽培施設

(1) 告示1の指定生産地域及び検査監視地域は、それぞれ次の地域とする。

ア 指定生産地域

(ア) ウエストランド (Westland) 地域

(イ) デ・クリング (De Kring) 地域

(ウ) ベグヘル (Veghel) 地域

(エ) エンス (Ens) 地域

(オ) ボメルワード・ベチュエ (Bommelerwaard-Betuwe) 地域

(カ) ハーメレワード (Harmelewaard) 地域

(キ) エグヘル (Egchel) 地域

(ク) ヘレナベーン (Helenaveen) 地域

(ケ) ヘウスデン (Heusden) 地域

(コ) セベナム (Sevenum) 地域

(サ) ソメレン (Someren) 地域

(シ) ベーリカム (Berlikum) 地域

(ス) ブリーリ (Brielle) 地域

イ 検査監視地域

ロッテルダム港地域

(2) 告示1の(1)の指定栽培施設は、オランダ王国植物防疫

機関が指定することとし、指定又はその取消しの都度、関係資料を添付し、別記様式1により植物防疫官あてに通知されることとされた。

3 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

(1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、オランダ王国植物防疫機関により次により実施されることとされた。

ア・イ [略]

ウ 検疫監視地域におけるトラップの設置数は、検疫監視地域内に1km²当たり4トラップ以上設置すること。

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア) 5～10月：指定栽培施設の周囲半径1.2km以内の地域に1.5km²当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定栽培施設内に1トラップ以上設置すること。

(イ) 11～4月：すべての指定栽培施設内に1トラップ以上設置すること。

(ウ) 指定栽培施設内が壁等の仕切りで区切られ、独立した複数の空間となっている場合は、各空間ごとに1トラップ以上設

機関が指定することとし、指定又はその取消しの都度、別記様式1により植物防疫官あてに通知されるものとする。

2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

(1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。

ア・イ [略]

ウ 検疫監視地域におけるトラップの設置数は、100トラップ以上とすること。

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア) ウエストランド (Westland) 地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計100トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が100以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計100トラップ以上、指定栽培施設数が100未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(イ) デ・クリング (De Kring) 地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計100トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が100以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計100トラップ以上、指定栽培施設数が100未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(ウ) ベグヘル (Veghel) 地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計

置すること。

3トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計3トラップ以上、指定栽培施設数が3未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(エ) エンス (Ens) 地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計3トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計3トラップ以上、指定栽培施設数が3未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(オ) ボメルワード・ベチュエ (Bommelerwaard-Betuwe) 地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計20トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が20以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計20トラップ以上、指定栽培施設数が20未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(カ) ハーメレワード (Harmelewaard) 地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計3トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計3トラップ以上。指定栽培施設数が3未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(キ) エグヘル (Egchel) 地域

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km²当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産施設内に1トラップ以上設置すること。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(ク) ヘレナベーン (Herenaveen) 地域

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km²当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産地域内に1トラップ以上設置すること。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(ケ) ヘウスデン (Heusden) 地域

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km²当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産地域内に1トラップ以上設置すること。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(コ) セベナム (Sevenum) 地域

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km²当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産地域内に1トラップ以上設置すること。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(サ) ソメレン (Someren) 地域

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km²当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産地域内に1トラップ以上設置すること。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(シ) ベーリカム (Berlikum) 地域

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km²当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産地域内に1トラップ以上設置すること。

オ [略]

(2) 生果実調査

告示2の(2)の生果実調査は、オランダ王国植物防疫機関が次により実施することとされた。

ア～ウ [略]

(3) 調査結果の記録及び通報

(1) 及び(2)の調査の結果は、オランダ王国植物防疫機関により、別記様式2及び3に記録され、その写しが植物防疫官に提出されることとされた。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(ス) ブリーリ (Brielle) 地域

a 5～10月：指定生産施設の周辺半径1.2km以内の地域に1.5km²当たり1トラップ以上設置するとともに、すべての指定生産地域内に1トラップ以上設置すること。

b 11～4月：すべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

オ [略]

(2) 生果実調査

告示2の(2)の生果実調査は、次により実施するものとする。

ア～ウ [略]

(3) 調査結果の記録及び通報

(1) 及び(2)の調査の結果は、オランダ王国植物防疫機関により、別記様式2及び3に記録され、その写しが植物防疫官に提出されるものとする。

3 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認

(1) 発生調査の結果の確認

告示2の発生調査の結果の確認は、原則として2か月に1回以上、オランダ王国植物防疫機関と共同して、当該調査が2の(1)及び(2)により実施されているかどうかを現地で確認すること及び2の(3)の調査結果を確認することにより行うものとする。

(2) 輸出検査の実施の確認

告示5の検査(以下「輸出検査」という。)の実施の確認は、植物防疫官がオランダ王国植物防疫機関の作成した検査記録を確認することにより、輸出される荷口が指定生産地域内のオランダ王国植物防疫機関が指定した場所で、オランダ

4 こん包及びこん包施設

(1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次に掲げるもののいずれかによることとされた。

ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料(通気孔を設けているものにあつては、その通気孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で包み込むこと。

イ 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているものを使用すること。

ウ こん包又は束ねたこん包全体を網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で覆うこと。

(2) こん包施設

告示6の(2)のこん包施設は、別記4のとおりトラップ調査によりチチュウカイミバエがいなくしてオランダ植物防疫機関が特に指定することにより設置され、かつ、日本向けこん包が日本向け以外の荷口と区分して行われることとされた。

王国植物防疫機関によって検査が実施され、検疫有害動植物(特にチチュウカイミバエ)が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。

また、植物防疫官は、週1回以上輸出検査に立ち会い、実施状況を確認するものとする。

(3) 植物防疫官は、オランダ王国植物防疫機関が発給した植物検査証明書の内容を確認し、記載された荷口が(1)及び(2)により、発生調査及び輸出検査が適正に行われ、かつ、チチュウカイミバエが発見されなかったものであることを確認するものとし、当該植物検査証明書の記載内容に問題を認めるときは、その旨をオランダ王国植物検疫当局に通報するものとする。

4 こん包及びこん包施設

(1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次に掲げるもののいずれかによること。

ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料(通気孔を設けているものにあつては、その通気孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で包み込む。

イ 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているものを使用する。

ウ こん包又は束ねたこん包全体を網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で覆う。

(2) こん包施設

告示6の(2)のこん包施設は、指定栽培施設に接続し、若しくは近接して、又は指定生産地域内に存在し、トラップ調査によりチチュウカイミバエがいなくしてオランダ植物防疫機関が特に指定することにより設置され、かつ、日本向けこん包が日本向け以外の荷口と区分して行われるものとする。

5 保管

輸出検査を終了したこん包は、チチュウカイミバエが付着しない場所において、日本向け以外の荷口と分離して保管されることとされた。

6 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われることとされた。

(1) ・ (2) [略]

7 チチュウカイミバエが発見された場合の措置

(1) 検疫監視地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置がとられることとされた。

ア [略]

イ 検疫監視地域のMerwede Harbor、Spaanse Polder、Barendrecht Auctionの各地域のうち1地域において、最初のミバエ発見時から4週間以内に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査を強化する等の必要な改善措置等行うこと。

ウ [略]

(2) 指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査並びに輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関は、別記5のとおり直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向けの荷口に関

る。

5 保管

輸出検査を終了したこん包は、チチュウカイミバエが付着しない場所において、日本向け以外の荷口と分離して保管されるものとする。

6 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) ・ (2) [略]

7 チチュウカイミバエが発見された場合の措置

(1) 検疫監視地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関は、次の措置をとるものとする。

ア [略]

イ 1か月に2頭以上のチチュウカイミバエが発見されたときには、日本国植物防疫機関と協議の上、検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査を強化するとともに、植物検疫証明書の発行の停止その他の必要な改善措置等を行うこと。

ウ [略]

(2) 指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査並びに輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関は、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向けの荷口に関する植物検疫証

する植物検疫証明書の発行を停止するものとすることとされた。

この停止措置は、オランダ王国植物防疫機関により別記5の必要な改善措置が講じられたことを植物防疫官が確認し、その措置の結果、チチュウカイミバエが発生していないことが日本国植物防疫機関により確認されれば、解除するものとする。

8 [略]

別記様式1 (2の(2)関係)

指定栽培施設リスト (指定)

| 指定施設番号 | 施設場所 | 所有者名 | 指定年月日 | 施設内トラップ番号 | 野外トラップ番号 |
|--------|------|------|-------|-----------|----------|
| | | | | | |
| | | | | | |

別記様式2 (3の(3)関係)

[略]

別記様式3 (3の(3)関係)

[略]

別記4 (別紙参照)

明書の発行を停止するものとする。

8 [略]

別記様式1 (2の(2)関係)

指定栽培施設リスト (指定)

| 指定番号 | 設置場所 | 所有者名 | 指定年月日 |
|------|------|------|-------|
| | | | |

別記様式2 (2の(3)関係)

[略]

別記様式3 (2の(3)関係)

[略]

別記 5 (別紙参照)

別記 4

こん包施設におけるトラップ調査（実施細則 4 の（2）における措置）

- （1）こん包施設が指定栽培施設に接続するが、別空間として区切られている場合、又は指定生産地域内に存在し、指定栽培施設に近接する場合は、使用期間中、こん包施設内に 1 トラップ以上設置すること。
- （2）こん包施設が指定生産地域外に存在する場合は、5 月から 10 月までの間、こん包施設の周囲半径 1.2km 以内の地域に 1.5km² 当たり 1 トラップ以上設置すること。
- （3）（2）のこん包施設に生果実を輸送する場合にあっては、密閉型コンテナ等に収容する等、生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置をとること。

別記5

チチュウカイミバエが発見された場合の必要な改善措置

(1) 検疫監視地域においてチチュウカイミバエが発見された場合（実施細則7の(1)における措置）

実施細則3の(1)及び(2)の検疫監視地域における発生調査において、検疫監視地域内のMerwede Harbor、Spaanse Polder、Baren drecht Auctionの各地域のうち1地域において、最初のみバエ発見時から4週間以内に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

- ① 3頭目の発見日から1週間以内に、実施細則3の(1)のエの指定生産地域及び指定栽培施設内に設置されている全てのトラップを確認すること。
- ② ①の調査期間中に実施細則3の(1)の調査が実施される場合は、併せて実施することとして差し支えない。
- ③ 実施細則7の(1)のアにおいて、日本国植物防疫機関に通報する情報は次のとおりとする。

ア 発見されたチチュウカイミバエの態、齢及び性別

イ 発見頭数

ウ 発見年月日

エ 発見場所（地域名、発見地点周辺の縮尺1/50,000程度の地図）

オ 発見された寄主植物名又は誘殺されたトラップ番号

カ チチュウカイミバエであると判定した日（以下、「同定日」という。）

キ 前回の調査日

(2) 指定生産地域においてチチュウカイミバエが発見された場合（実施細則7の(2)における措置）

実施細則3の(1)及び(1)の①の指定生産地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合はオランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。なお、実施細則7の(2)において、オランダ王国植物防疫機関により、日本国植物防疫機関に通報する情報は、(1)の③のとおりとされた。

① チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合

指定生産地域において、チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 植物検疫証明書の発行停止

チチュウカイミバエの発見後、直ちに発見のあった地点から半径2.4kmの範囲に存在する指定栽培施設及びこん包施設からの日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止すること。ただし、複数のトラップにおいてチチュウカイ

ミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲に位置する指定栽培施設及びこん包施設からの日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止すること。

イ トラップ調査

- (ア) 同定日から起算して2日以内にチチュウカイミバエの発見地点（2頭発見された場合はその中間地点）から半径1.2kmの範囲内に48個のトラップを追加設置すること。ただし、複数のトラップにおいてチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内に48個のトラップを追加設置すること（5月～10月）。
- (イ) (ア)の範囲が他にチチュウカイミバエの発見のあった地点と重複する場合は、重複した範囲に設置されたトラップは共有して差し支えない。
- (ウ) (ア)で追加設置されたトラップ並びに(ア)の範囲内の指定栽培施設及びこん包施設に設置されたトラップの調査は、1週間に1回以上行うこと。

ウ 生果実調査

同定日から起算して2日以内に、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。ただし、複数のトラップにおいてチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。

エ 植物検疫証明書の発行停止期間

アの植物検疫証明書の発行の停止は、イ及びウの調査の結果、チチュウカイミバエの最終発見日から3世代相当期間チチュウカイミバエが発見されないことが日本国植物防疫機関に確認されるまでの間とすること。

② チチュウカイミバエが合計3頭又はそれ以上発見された場合

①において最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して4週間以内に、最初に発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内において、合計3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 3頭目の同定日から起算して2日以内に、最初のチチュウカイミバエの発見のあった地点から半径1.2kmから2.4kmの範囲内に72個のトラップを追加設置すること。

イ アの範囲が他にチチュウカイミバエの発見のあった地点と重複する場合は、重複した範囲に設置されたトラップは共有して差し支えない。

ウ アで追加設置されたトラップ並びに及びアの範囲内の指定栽培施設及びこん包施設に設置されたトラップの調査は、1週間に1回以上行うこと。

エ アのトラップの増設は、アの3頭目の発見日から4週間、チチュウカイミバエが発見されないことが日本国植物検疫機関に確認されるまでの間とすること。

③ 一度に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合

指定生産地域において、一度に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、①及び②の措置を併せて実施すること。

(3) 指定栽培施設内又は輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合（実施細則7の(2)における措置）

実施細則3の(1)及び上記の(1)の①の指定栽培施設内におけるトラップ調査、実施細則3の(2)のイ、上記(2)のウの生果実調査及び実施細則1の(2)の輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

- ① チチュウカイミバエの発見後、直ちに全ての日本向けの荷口に対する植物検疫証明書の発行を停止すること。
- ② 日本側植物検疫機関と協議の上、チチュウカイミバエが付着した原因について調査すること。
- ③ ②の調査の実施後、直ちにその結果を日本国植物防疫機関に報告すること。
- ④ ①の植物検疫証明書の発行の停止は、③の調査の結果により原因が判明し、必要な改善策が講じられたことが日本国植物検疫機関に認められるまでの間とすること。

(4) 輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合（実施細則8における措置）

実施細則8の(4)の輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合には、日本国植物検疫機関は次による措置を行うものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ 直ちに輸入検査を中止すること。

ウ オランダ王国植物防疫機関に対し、ア及びイの措置について通知すること。

エ オランダ王国植物防疫機関に対し、植物検疫証明書の発給の停止、チチュウカイミバエが付着した原因について調査の実施並びにその調査報告書の提出及び必要な改善策の提案を求めること。

オ イの輸入検査の中止は、エの調査により原因が判明し、必要な改善策が講じられたと認められるまでの間とすること。